

第3回能登町総合計画審議会 議事録

- ### 3 出席者

＜会長・職務代理＞

会長	梶 佐紀子	教育委員会
職務代理	寺口 美枝子	防災士会

＜委員＞

第1号委員 (学識経験を有する者)	後藤 美佳	経営・財務アドバイザー (DX)
第2号委員 (各種団体の代表者)	坂上 信彦	町会区長会連合会
	重野 さとみ	婦人団体協議会
	中野 文彦	興能信用金庫
	福池 功	PTA連合会
	水上 直彦	介護認定審査会
	水元 圭介	観光協会
第3号委員 (その他町長が必要と認める者)	橋本 こずえ	公募

＜事務局＞

企画財政課長	吉村 泰輝
企画財政課長補佐	本井 敬
企画財政課主幹	下谷内 奈緒
株式会社さとゆめ (コンサルタント)	安藤 淳平
	相原 朋世
	佐藤 春華

4 会議次第

(1) 議題

- | | | | |
|----|------------|-----------------|-------|
| i | 第3次能登町総合計画 | 基本構想（素案）答申案について | 資料1 |
| | | | 追加資料1 |
| | | | 追加資料2 |
| ii | 第3次能登町総合計画 | 基本計画（素案）について | 資料2 |

(2) その他

今後のスケジュールについて

5 配布資料

次第

委員名簿

資料 1：第 3 次能登町総合計画基本構想（素案）答申案について

資料 2：第 3 次能登町総合計画基本計画（素案）について

追加資料 1：基本構想に関する各課からの意見対応状況

追加資料 2：基本構想に関する審議会での意見対応状況

追加資料 3：総合計画 基本計画

追加資料 4：第 4 回 能登の未来を考えるワークショップ

6 議事要旨

(1) 開会

【事務局（能登町）】ただいまより、第三回能登町総合計画審議会を開催いたします。まず初めに配布資料の確認をさせていただきます。

事務局（能登町）より配布資料の確認

【事務局（能登町）】続きまして、会議の開催についてご報告申し上げます。「能登町総合計画審議会条例」第 6 条第 2 項により、会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないと定められております。

本日は委員 15 名のうち、10 名が出席されており、半数以上の出席がありますので、本会議を開くことができますことを報告いたします。

続きまして、会議の公開及び傍聴についてご説明させていただきます。本会議につきましては、個人情報などの不開示の情報が含まれておりませんので、会議後は会議録を作成し公開いたします。ご了解のほどお願いいたします。

それでは、審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、会長が議長となりますので、以降の議事進行は梅会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(2) 議題

i 第 3 次能登町総合計画 基本構想（素案）答申案について

【梅会長】それでは、本日の議事に入ります。議題 i 「第 3 次能登町総合計画 基本構想（素案）答申案について」となっています。基本構想については、前回の本審議会でも審議を行っており、委員の皆さんのご意見については、事務局にてその対応をいただいたものと考えています。本日の会議後に私と事務局にて最終調整を行い、答申案としてまとめたいと思います。基本構想答申案について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（能登町）より、資料 1 「第 3 次能登町総合計画基本構想（素案）答申案について」および追加資料 1 「基本構想に関する各課からの意見対応状況」の説明を行う

事務局（さとゆめ）より、追加資料 2 「基本構想に関する審議会での意見対応状況」の説明を行う

【梅会長】委員の皆様から、今の事務局の説明に対するご質問、ご意見を伺いたいと思います。

【A委員】資料1の10ページ目の表現について、総合計画の中にこのページを入れるのでしょうか。

【事務局（さとゆめ）】表現の仕方はまた変わるとは思いますが、何かしらの形でこういう意見がありました、という形で表現させていただければと思っています。

【A委員】分かりました。同じ項目が2個入っていたので、確認させていただいたままで。まだこれからデザインし直すというイメージでしょうか。

【事務局（さとゆめ）】そのように考えております。

【事務局（能登町）】「創業・起業を応援する町」というところですかね。

【A委員】そうです。もし他に影響してくるのであればと思った次第です。ありがとうございました。

【梅会長】他にありませんでしょうか。それでは次に進めさせてよろしいでしょうか。その中でまた新たにご質問等が振り返ってでるかもしれませんが、今のところなさそうなので、次の議題に入りたいと思います。お願いします。

ii 第3次能登町総合計画 基本計画（素案）について

【梅会長】続いて、議題のiiに入ります。「第3次能登町総合計画 基本計画（素案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（能登町）より資料2「第3次能登町総合計画基本計画（素案）について」、事務局（さとゆめ）より追加資料3「総合計画 基本計画」（前半3つ）の説明を行う

【梅会長】それでは、ここで一旦質問、ご意見の時間をとりたいと思います。ここまです、ご意見、ご質問がある方は、挙手を願います。

【B委員】「人づくり」の観点で申し上げます。私は福祉分野に携わっておりますが、保健医療の確保については現時点では見通しが分かりません。ただし、高齢者福祉、地域福祉、障がい者福祉の推進といった方向性そのものは妥当だと思います。一方で、やや表現が大まかではないかという印象を持ちました。

福祉の領域は広く、児童福祉や生活困窮者支援、さらに母子・父子世帯支援など、計画の中で言及すべき分野が他にもあります。推進という言葉自体は良いのですが、課題となっている人・物・仕組みなど、具体的な側面をどう扱うのかも含めて、「推進」という表現で適切に捉えられるのか気になるところです。

また、同様に上位にある⑥「健康長寿社会の実現」についても、方向性はその通りではあるものの、実現のためには、これまでの取り組みの継続だけでは解決できない課題もあります。何らかのメッセージ性が必要なのではないかと感じました。項目のみの段階ですので、このような印象になっているのかもしれませんが、そのように思った次第です。以上です。

【梅会長】事務局として、こちらのご意見に対し、補足すべき点やご回答はありますでしょうか。ご指摘としては、項目自体は非常に有意義である一方、現状の問題点を解決するための具体策がこの段階では見えにくいという点であったかと思います。この後、内容を精査する段階で、具体的な対応を検討されているのか、という趣旨であったと理解しております。

【事務局（能登町）】今回お示ししている内容は、あくまで頭出しとして大枠を整理した段階のものです。今後、この下に KPI（成果目標）や具体的な事業案を加えていく予定で、次の会議では各項目に対してどのような事業を実施するのか、より詳細な案を提示いたします。

その際、現状値と目標値を示したうえで、事業によってどのような成果を見込むかを明確にいたします。例えば、（⑤「保健・医療の充実」内の）「医師・看護師・薬剤師等の確保」については、確保のために具体的にどんな事業を行うのかを提示します。

これらの事業は町からの提案ではありますが、実際に効果が見込めるかどうかについては、委員の皆さまのご意見を伺いながら検証していく必要があります。事業を実施しても成果が上がらない場合には、町として別の政策への見直しも検討してまいります。

以上のように、現段階では大枠のみの提示ですが、次回以降は具体的な内容を提示し、委員の皆さまからご意見をいただく予定です。

【B委員】ありがとうございます。提示されている各項目のレベル感にややばらつきがあるように感じている、というお話でした。例えば、保健医療の分野であれば、医療をしっかり担保するという大きな方針の下に、医師や看護師をどう確保するのか、どのようなシステムを整えるのか、さらに地域医療をどう支えるのかといった要素が紐づいていくはずです。また、健康増進に関連する項目についても、デジタルヘルスなどを含めて構造的に整理できるのではないかと考えています。

現段階で細部まで示されていないことは理解しておりますが、項目だけを見た際に、異なるレベルの内容が混在している印象を受けた、という点を申し添えます。以上です。

【A委員】抽象的な項目と具体的な項目がある、ということですか。

【B委員】そうですね。大項目・中項目・小項目のように階層化されていくのだと思いますが、現時点では大項目と中項目が混在している印象があります。その点、全体の構造としてどうなのかという…。

【A委員】違和感がある。

【B委員】ぱっと見たときに、そう感じました。

【A委員】はい、分かります。

【B委員】それと、もう一点だけ申し上げます。前回欠席しており、そもそも論で恐縮ですが、目標人口の部分に「持続可能なまち」と記載されています。この表現について、福祉や医療、介護などの分野でもしばしば使われますが、“持続可能”と書かれると、逆に“持続しない可能性があるのか”といったネガティブな印象を抱くことがあります。

もっと前向きな印象の表現にできないかと感じました。例えば“未来につなぐまち”など、必ずしもこの表現である必要はありませんが、否定的に受け取られない言葉の方が望ましいと思います。以上です。

【梅会長】事務局の方で今のご意見に対して答弁がありましたらお願いします。

【事務局（さとゆめ）】はい。ご指摘いただいた目標人口の表現については、ほかの箇所も含めて、より適切な表現がないか検討させていただきたいと思います。

また、計画の項目レベルや書き振りにについても、具体的になりすぎている部分や広すぎる部分が混在しているのご指摘を踏まえ、全体的に見直しを図りたいと考えております。復興計画やこれまでの第2次総合計画など、複数の資料を反映しているため、記述にばらつきが生じているところもありますので、その点も含めて修正してまいります。

【事務局（能登町）】ネガティブな表現にならないよう、また後ろ向きな計画に見えないようにいたします。

【梅会長】他にございませんか。

【C委員】今の意見に関連して、追加資料3「総合計画 基本計画」の「人づくり」⑦の項目（「人にやさしい福祉の推進」）について確認させていただきます。高齢者福祉の推進、地域福祉の推進、障がい者福祉の推進が挙げられていますが、これは表現上、同等のレベルとして位置づけられているという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局（能登町）】高齢者福祉の推進の下で実施する事業と、地域福祉の推進の下で実施する事業はそれぞれ内容が異なるため、項目を分けて記載しております。例えば、高齢者福祉の推進に対して町が行う事業が3つある場合と、障がい者福祉の推進に対して行う事業が3つある場合とでは構成が異なりますので、あえて項目を分けて書いているという状況です。

【C委員】確認ですが、地域福祉の中に高齢者福祉や障がい者福祉が位置づけられるという理解ではなく、それぞれが別立てになるということなのでしょうか。私としては、地域福祉という全体があり、その下に高齢者福祉や障がい者福祉、その他の福祉分野があるように思っていました。しかし、この書き方ですと、これらが同等のレベルとして扱われているように見えるのですが、その理解でよろしいのでしょうか。

【B委員】おそらく、カテゴリーが違う、という話ですね。地域福祉の対になる概念は医療福祉などであり、高齢者福祉や障がい者福祉は、さらにその下に児童福祉、母子福祉などが並ぶ別のカテゴリーに属するものだと思います。

したがって、現在の記載は異なるカテゴリーのものが混在しているのではないかと感じております。

【梅会長】C委員、今の説明でよろしいでしょうか？

【C委員】はい。確認ですが、地域福祉の中に含まれるものは、具体的にどの分野になるのでしょうか。

【B委員】地域福祉とは、一般的には地域住民全体の福祉を考えるもので、住民を対象とした福祉を指します。これに対して、医療福祉は医療を必要とする人の福祉を考える分野です。また、就労や就労支援は、就労が必要な人の福祉を考えるとといった具合に、支援内容によってカテゴリーが分かれています。

一方で、対象者によって分類する場合は、高齢者、障がい者、母子、児童福祉など、対象となる方に応じて区分されるものです。カテゴリーとして異なるものが混在しているため、不思議な印象を受けているのだと思います。

【C委員】この書き方ですと、同じレベルの項目のように見えてしまいます。

【事務局（能登町）】はい。第2次総合計画にならいますと、高齢者福祉の推進は「高齢者が元気に暮らせる高齢者福祉の向上」、地域福祉の推進は「地域で助けあって暮らせる地域福祉の向上」、障がい者福祉の推進は「自立を支える障がい者福祉の向上」といった形で、それぞれ分野ごとの計画に基づいた整理になっています。そのうえで、全体として「人に優しい福祉の推進」を図る構成としています。

【事務局（さとゆめ）】行政の仕組み上、どうしても分野やカテゴリーごとに整理する縦割りの形になりやすく、現状のような区分になっています。委員ご指摘のとおり、本来は地域福祉の中に高齢者福祉や障がい者福祉などが位置づけられる考え方もありますが、今回の計画ではカテゴリー分けの都合上、同じレベルに並ぶ形になっております。この点は分かりにくさにつながっているかと思いますが、現時点ではこうした整理とさせていただきます。

【C委員】わかりました。

【事務局（能登町）】私どもは普段の業務上、こうした整理を当たり前として捉えてしまっているのですが、町民の皆さまの目線からすると、必ずしも自然な分類にはなっていないのだと改めて感じました。

【A委員】一点伺ってもよろしいでしょうか。縦割りだからこのような構成になっているのですが、その意味をもう少し詳しく教えていただけますか。業務を所管している“課”ごとに分かれているというイメージなのか、それとも別の区分なのでしょう。

【事務局（能登町）】“課”というより、どちらかといえば“係”ごとのイメージになります。課が大きい場合、その中でも係によって担当が分かれており、実際には縦割りで整理しないと“誰が担当するのか”という点で支障が生じてしまう状況があります。

【A委員】お話はとてもよく理解できました。ただ、今回掲げている取り組み自体は素晴らしいものだと思いますので、むしろ町民目線でカテゴライズした方が本来の姿に近いのではないかと感じました。

業務としての担当区分と、町民が感じる幸せや生活の質は必ずしも一致しない部分があると思います。地域福祉の中に多様な分野が含まれるのは自然なことです。効率的な事務処理の都合で別々に扱われているように見えるため、違和感につながっているのではないのでしょうか。お二方がおっしゃっていた点も、同じ趣旨で理解しております。

【梅会長】ではこの点については、再考するという事でよろしいでしょうか。他にありませんか。それでは、それでは次の計画1の続きになります。「なりわい」以降についてご説明いたします。

事務局（さとゆめ）より、追加資料3「総合計画 基本計画」（後半3つ）に関する説明

【梶会長】はい。ありがとうございます。それではご質問、ご意見の程お願いいたします。

【B委員】「交流」分野の③「共生のまちづくりの推進」の2つ目に、「男女共同参画社会の実現」が突然入ってきます。この内容は共生社会の範疇に含めるのかどうか、私には少し違うように思われます。入れるとすれば、どこに位置づけるのが適切なのか気になりました。

もちろん男女共同参画は非常に重要なテーマですが、「共生社会」と並列で置くと、“男性と女性は共生していないのか”という誤解も生じかねませんので、趣旨として合っているのか疑問に感じました。

また、その下にある「地域のグローバル化（国際化）」についても、グローバル化そのものを推進したいのか、あるいはグローバル化の進展に対応しながら地域づくりを進めたいのか、目的が読み取りづらい印象があります。この点も気になりました。

【梅会長】ご指摘は二点ございました。一点目は、「男女共同参画社会の実現」が共生のまちづくりとどのようにつながるのかという点で、当たり前の概念だからこそ、共生社会の中に入れるべきかどうか分かりづらいというご意見と理解いたしました。

二点目は、「地域のグローバル化（国際化）」について、グローバル化を“推進”するのか、それとも“対応”して地域づくりを行うのか、意図が不明瞭であるというご指摘でした。

【事務局（さとゆめ）】はい。ご指摘のとおり、一般的には国籍や障害の有無などに関わらず、誰もが包摂される“インクルーシブ社会”のような概念を共生社会として扱うことが多いと思います。

一方で、国や県が示す“共生社会”の定義では、国籍・民族・文化といった要素に加え、世代や性別、障害の有無なども含めて整理されている場合があります。そのため、性別に関するテーマである男女共同参画についても、ここに位置づけて記載しているという状況です。ただし、ご指摘のように、本当にここに含めることが妥当かどうかは悩ましい部分もございます。

【B委員】今のご説明を伺うと、むしろ世代間の関係性の方が重要ではないかと感じました。若い世代と高齢者の方々、あるいはその他の世代同士が共に課題を解決していくという観点が、共生社会としてより大切なのではないかと思います。

説明を聞いて理解いたしました。ありがとうございます。

【A委員】先ほどB委員がおっしゃったとおり、全体として具体的な項目と抽象的な項目が混在しており、解釈を委ねられる部分が多すぎるため、分かりにくくなっているのだと感じています。

例えば、「町政運営」では、⑤の「広報広聴活動の充実」の部分が非常に具体的に示されています。一方で、「交流」の③「共生のまちづくりの推進」の3つの項目はかなり抽象的で、また④「住民自治の推進」も抽象度が高い印象があり、ばらつきが見られます。

さらに、「なりわい」の⑤「観光まちづくりの推進」では「古民家・空き家等を活用した民泊創出」のように、非常に具体的な内容が示されており、この振れ幅が違和感につながっているのではないかと感じました。

これは、処理や法律・法令などの区分に基づいて設定されているために生じている違和感、という理解でよろしいのでしょうか。すべてがその理由ではないのでしょうか。

【梅会長】事務局、このような項目の記載について、行政との関係性の中で、すべての項目をこのような形式で整理されているということでしょうか。本日は改善に向けて委員の皆さまにお集まりいただいておりますので、忌憚のないご意見をいただき、それを踏まえて整理していきたいと考えております。

この点に関連して、他にご意見やご感想はございますか。

【事務局（さとゆめ）】レベル感については、しっかりと揃えられるよう修正いたします。分野によっては具体的に書きやすい部分がある一方で、幅広く捉えた方がよいとされる分野もあり、その違いがばらつきにつながってしまったものと考えております。この点については、全体として統一感が出るように整理してまいります。

【A委員】もう一点、発言させていただきます。前の話題に少し戻ってしまい恐縮ですが、「人づくり」と「なりわい」についてです。

「人づくり」のところには、「若い女性が子育てしたいと思えるまちに」という記述がありますが、その視点が「人づくり」の領域からはやや抜け落ちているように感じました。

また、「人づくり」という分野を考えたとき、私はそこに「男女共同参画社会の実現」のような内容が含まれるイメージを持っていました。例えば、女性活躍や女性の起業支援などが該当するのではないかと考えており、「人づくり」分野であれば個人事業主としての視点、「なりわい」分野であれば法人等の視点にもつながる部分だと思います。

現状では、このあたりが十分に表現されていないように感じますが、この点についてはいかがでしょうか。想定がなければ大丈夫です。

【梅会長】まず一点目として、「若い女性が子育てしたいと思えるまちに」という趣旨の施策が、「人づくり」分野の中でどの部分に位置づけられているのかという点です。私が見た限りでは、（①「こどもまんなか支援の充実」内）「妊娠期から子育て期にかけた切れ目のない支援の充実」が該当するのではないかと感じました。

また、ひとつ意見として申し上げますと、“若い女性が”という表現よりも、男性も含めた“若い世代が”子育てしたいと思えるまちに、という表現の方がより望ましいのではないかと思います。以上、感想になります。

【A委員】同意です。

【事務局（さとゆめ）】はい。ご指摘のとおり、この部分の記述は、皆さまからいただいたご意見を比較的そのまま反映しているため、表現として適切かどうかについては、改めて整理してまいりたいと思います。

また、「なりわい」分野における女性の視点が不足している点についても、ご指摘のとおりだと認識しておりますので、こちらも検討させていただきます。

「子育てしたいと思えるまち」というテーマは非常に幅広く、本来であればさまざまな分野に関わる内容です。現在は「人づくり」の中に声として挙げていますが、施策としては複数の領域にまたがって対応できるよう、整理していきたいと考えております。

【梅会長】はい。おそらく、それぞれの目標に対する施策は個別に完結するものではなく、複数の目標に関わってくるものも多いかと思います。そのため、あえて特定の項目に記載している部分もあるのだと理解しております。ただし、町民の皆さまが読んだ際に、より分かりやすく伝わるよう工夫が必要だと思いますので、その点も含めてご検討をお願いいたします。

それでは、他にご意見はございませんでしょうか。

【C委員】「なりわい」の分野について確認させていただきます。①の「農林水産業の復興」の中で、「農林水産施設等の早期復旧」、「農林水産業の再建」、「持続可能な農林水産業の推進」と並んで、「スマート農林水産業の推進」とありますが、それぞれの違いが分かりにくく感じています。この違いについて、ご説明いただけますでしょうか。

【事務局（さとゆめ）】上の2つにつきましては、復興計画の項目をそのまま抜き出して記載しているものです。そのうえで、復旧・復興計画に含まれていない部分を、ほかの施策で補えるよう、現在検討を進めているところです。

【C委員】簡単に伺いますが、「持続可能な農林水産業の推進」と「スマート農林水産業の推進」はどのように違うのでしょうか。ご説明いただけますか。

【事務局（さとゆめ）】どちらかといえば、スマート農業の内容は“持続可能な農林水産業”の中に含めても問題ないと考えています。スマート農業は、一次産業における人手不足をデジタル技術で補っていくという趣旨ですが、全体のレベル感とそぐわない部分もあるため、記載の仕方については整理・修正してまいります。

【梅会長】では、この点についても、先ほどから議論になっている“抽象度の違い”や“概念の重なり”の整理を含め、項目の再検討をお願いいたします。

【B委員】それに関連して、少し意見を述べさせていただきます。

まず、農林水産業にこれだけ大きなボリュームを割いているという点については、能登町としてこの分野をしっかりと推進していきたいという意思の表れとして受け止められると感じています。今後、縮小されるのか、別の形で整理されるのかは分かりませんが、総合計画として一定の方向性を示すことは重要だと思います。その意味で、「能登町は農林水産業に力を入れるのだ」というメッセージは大切にしてほしいと感じました。もしそれが町の方針であるならば、そのまま示すべきだと思います。

また、先ほどの「若い女性子育てしたいまちに」という表現について、私も多少の違和感がありました。しかし、復興計画策定の段階や各種ワークショップでも、女性の皆さんから「女性目線の意見」や「女性の視点を生かした取り組み」を求める声が非常に多かった印象があります。そのため、「女性」という言葉が入ることで違和感が出る一方で、逆に「女性の視点が反映されていない」ように見えることにも違和感が生じる可能性があると感じます。

もちろん男性・女性それぞれの立場や役割に違いはありますが、町民の皆さんの意見からすれば、女性目線の施策を期待する声は多かったという認識を持っております。以上、意見として申し上げます。

【梅会長】はい、ありがとうございます。今のご意見も踏まえて、項目の再設定や表現の仕方について検討していただければと思います。

【事務局（能登町）】はい。農林水産業の振興については、ほかの項目と重なる部分もあるかと思うので、その点は改めて整理してまいりたいと思います。

また、能登町の第一次産業について申し上げますと、少し古いデータにはなりますが、令和2年国勢調査では、第一次・第二次・第三次産業のうち第一次産業の割合が13.3%となっています。一見すると低く感じられるかもしれませんが、県内の中では比較的多くの方が第一次産業に従事している地域であり、一定の割合を維持しています。

このように、能登町では第一次産業が他地域と比べてしっかり残っているという特徴がありますので、町としてはこの強みを生かし、一次産業を積極的に推進していきたいという思いがあります。

【梅会長】能登町ならではの特徴が表れるよう、計画素案について再検討を進めていくというご説明をいただきました。他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、ありがとうございました。本日の議題は以上となります。

最後に、事務局から連絡事項等がございましたらお願いいたします。

(3) その他

i 次回の開催予定

【事務局（能登町）】本日はありがとうございました。次回の審議会の開催は、先ほどお伝えしたとおり12月17日(水)の開催を予定しています。正式な開催通知は後日改めてご案内いたします。本日の会議資料については、後日町のホームページにも掲載する予定です。事務局からは以上です。

【梅会長】本日の審議を踏まえて、ご質問やご意見があれば、事務局にお寄せください。それでは、本日の会議はこれにて終了といたします。

以上